

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 25. 6. 20 第 183 回国会第 11 号

6 月 20 日（木）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出第 60 号）

・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、伊達内閣府副大臣、亀岡内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人国民生活センター理事長 野々山 宏君

（質疑者及び主な質疑内容）

穀 田 恵 二君（共産）

- ・日米欧経済 7 団体から「集団訴訟制度の導入に反対」の緊急提言が提出されたが、本制度の施行が日本経済に与える影響を懸念する意見に対して、森国務大臣の見解を伺いたい。また、本制度による日本経済へのマイナスの影響はないことについて、国民に分かりやすく説明する必要があるのではないか。
- ・消費者教育の観点から、文部科学省等との連携を図り本制度を含む全国の消費者団体の活動等を認知できる機会を推進することが重要と考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・高齢者の消費者被害も発生している中、本制度を高齢者も含め広く周知するため、テレビを活用した広報も有効であると考えますが、政府の見解を伺いたい。

金 子 恵 美君（自民）

- ・消費者の紛争解決・救済の手段である 3 制度（個人による民事訴訟、本制度、消費者保護機関による救済）の問題点及び課題、また、本制度と諸外国の集団訴訟制度との比較について、森国務大臣に伺いたい。
- ・現在、特定適格消費者団体となり得る適格消費者団体は、地域的に偏在していることから、本制度の事案認定に関し、懸念される地域格差、また、国と地方の連携について伺いたい。
- ・附則第 2 条の経過措置に関し、遡及及び加害行為の適用について伺いたい。

大 西 健 介君（民主）

- ・出身校が発行する同窓会名簿の販売と誤信させる悪質商法があるが、本制度は、このような商法に適用されるのか。
- ・附則第 2 条により、施行前の事案は対象外となってい

る。その理由について、事業者の予測可能性の保護が挙げられているが、非は事業者側にあり、保護する必要があるのか疑問である。施行前の事案でも本制度の対象とするのは本来、当然ではないのか。

- ・特定適格消費者団体は、本制度の訴訟提起に際し、事前に、情報収集等の準備を行うと考えられるが、こうした準備段階での費用負担に対する支援が必要ではないか。

後 藤 齋君（民主）

- ・政府の「規制改革実施計画」において、一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備が定められている。この第 3 の健康食品の表示について、現在の検討状況及び森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本制度の導入に当たっては、消費者と生産者・事業者の利益がバランスよく両立させることが重要である。森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本制度の目的のほか、事業者における濫訴の不安の払拭など、消費者や事業者への本制度の周知が必要ではないか。

浦 野 靖 人君（維新）

- ・米国のクラスアクション制度を始め、本制度と類似の制度が諸外国にはあるが、本制度と比較した相違点を伺いたい。
- ・施行前の事案については、既存の制度で個別に訴えを起こすことなどで対応できるとのことであるが、それは、既存の制度で被害の回復が難しかった消費者のために検討されてきた本制度の趣旨に反するのではないか。
- ・安愚楽牧場の事案について、本制度施行後の事案であれば対象となったのか伺いたい。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・二段階目の手続において特定適格消費者団体への授権を行わなかった消費者の被害については、被害を回復する途が残されているのか、消費者庁の見解を確認したい。
- ・二段階目の手続において類似事案や同一事業者に対する別事案との混同を起こさないよう消費者への適切な通知広告を行う必要性、また、風評被害を狙った意図的な訴訟提起を防ぐ必要性について、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・特定適格消費者団体はP I O - N E Tの情報を閲覧できないシステムとなっていることの確認を消費者庁に求めるとともに、P I O - N E T改革に向けた決意を森国土大臣に伺いたい。

椎 名 毅君（みんな）

- ・附則第2条が本法律施行前の消費者契約に関する請求に係る金銭の支払い義務には適用しないとしているが、施行前の契約によって施行後に被害を生じた場合には適用されることとなるのか、森国土大臣の見解を伺いたい。
- ・私が話を伺った消費者団体からは、本制度の施行により訴訟前解決が進むことを期待するとの意見があったが、消費者庁の見解も同様か伺いたい。
- ・訴訟費用を貸し付け、裁判で獲得された賠償金から利益を得る「訴訟ファンド」の登場、特定適格消費者団体の合併や事業譲渡の際に出資持分を不適切な者に奪われる等により、将来的に、本制度が不当な目的で活用される懸念に対する消費者庁の見解を伺いたい。